文化庁月報

もくじ

1976-6

No.93

文化庁に注文する
文化行政について考えること
静岡県教育長　宗　知信…2

文化財の国際交流
奈良国立博物館長　倉田文作…4

舞台裏
歌舞伎の制作……国立劇場　富田鉄之助…6

県立美術館の活動
浅井忠とその師弟展の報告
……千葉県立美術館　高橋在久…7

芸術文化関係
日本芸術院の授賞　恩賜賞川本・司馬両氏に……8
春の叙勲　城戸四郎松竹会長・岩淵悦太郎・
川口松太郎氏らに……9
いつまでも心おきなくいい仕事をするために
芸団協　大宮悌二　…10
国民健康保険法に基づく助け合い
東京芸能人健保　志村江津子…11
移動芸術祭春季公演計画きまる……11
日本語教員に必要な資質・能力について
日本語教育推進対策調査委報告……12
教育内容教育方法の実践的研究ー
日本語教育研究協議会開かる……13

文化財保護関係
文化財の新指定……14
アジア博物館近代化専門家会議の開催
坪井清足…16

しおさい……17
地方ニュース……18
あらかると……19
法人紹介　財団法人　太宰府顕彰会……20
財団法人　観光資源保護財団……20
童謡と税金……21
お願い……22
文化財保護法教室(2)……22
広告……23

いつまでも心おきなくいい仕事をするために

――芸能人年金について――

社団法人日本芸能実演家団体協議会
年金部長　大宮悌二

先頃、朝日新聞の月曜ルポという欄で〝義太夫など深刻な後継者難〟という大きな見出しのもとに、義太夫、大部屋俳優、さらに、裏方と呼ばれているスタッフ等、歌舞伎を成立たせている重要なポジションの人手不足を論じていた。

いいものを創ろうと、それぞれのプロが自己犠牲的に結集して、観る人、聴く人を歓ばせ得る作品を創り出しても、その熱意に対して報いることが余りにも薄い現状は、社会、芸能界の経済的な在り方に問題はあると思うのだが、そのことは伝統芸術と呼ばれている歌舞伎の世界だけの問題ではない。

治療費のために愛用の三味線を売り払わねばならない重文的な邦楽演奏家、昭和の初期から戦後まで日本の全ての人に愛され乍ら、晩年は死の床につくまで生活と税金のためにキャバレー出演を続けねばならなかった隻脚の喜劇名優等々、有名無名を問わずかかる例は私の周囲に、日本の社会に多すぎる。

芸能人年金の創設＝芸団協（社団法人日本芸能実演家団体協議会）では、丁度三年前の昭和四十八年四月一日、芸能人年金共済制度を創設した。

これは、芸団協の定款で定めた「芸能実演家の活動条件の改善を行なうことによってその地位の向上を図り、もって我が国文化の発展に寄与する」という目的（定款三条後段）を実現するために「芸能実演家の福祉をはかるための事業」とある定款四条六号の定めに基づいて二年半の研究と準備ののちスタートしたものである。

この制度は、信託銀行の受託に基礎をおいた加入者の積立による私的年金と、芸団協が支える自家共済の二本立てのまことにささやかな制度である。

従前、芸能界においては、共済―横型の助け合いのスタイルは、興行資本の直接的な介入の度合いが比較的軽い寄席を中心にした演芸の世界に細々と見られるだけで、他では、進んだものでも、生命保険会社の団体保険を利用したものがみられるに過ぎない。

一般社会でも〝年金〟という言葉が親しくなったのはこの二、三年のこと、ましてそうした概念に不案内な芸能界ではあっても芸能人年金の加入者はすでに一、七五〇名を越した。目的とする芸能人皆年金には程遠いが、毎月平均三十名の新加入者が絶えないし、確実に制度は動いている。最高で七万七千円という僅かな休業手当への礼状に、事務局員の目に涙が浮かぶこともしばしばだ。

考えて頂きたい＝芸能人には、本人三割負担の国保と、六十才まで掛け続け五年据え置きの国民年金の他には、労災も厚生年金も失業保険も退職金も何も用意されていないのだ。

社会行動研究所に依頼して芸団協が行った実態調査によると（芸団協資料No.1芸能人の生活と意識）、芸能人の年収の平均は二三〇万円であり、うち二〇〇万円未満が六三・二％を占めている。年収ですぞ。

文化財は保護されるべきだ＝現今、文化財は保護さるべき、とは中学生でも常識である。では、生きた、例えそれが瞬間に消えて行くものにしても、生きた文化を創造する人達は保護さるべき、と訴えるのは、その中に居るものの思い上りだろうか？　芸能は、生活に必要な物を作り出したり、それらを交易したり、それらに関わって行われる社会的経済的行為と比べれば、人類生存のための第一次的行為とは云えないだろう。

しかし、それらに関わる全ての人の価値を高からしめる行為として、社会の中に欠くことの出来ないものとなっているのではないか。私達は好きだからやっているが、客観的には、芸能は公共のためにあるのではないか？　グローバルにみれば、芸能に対する社会の認識はどうもそのように進んでいるようだ。フランスでは一九六九年一二月に成立した法律によって、実演家は「多数使用者のもとで断続的に働く勤労者」として全ての社会保障制度の恩典に浴している。家族手当、失業保険、有給休暇手当等も！（FIA（国際俳優連合）総会におけるフランス舞台芸術家組合事務局長ロベール・サンドリー氏の報告一九七一・七・二二）

私達の二つのお願い＝せめて我が国現行法レベルの救済を芸能人にも与えて欲しい。

例えば、通勤途上の交通災害から仕事中の災害に致るまで、同じ災害を共に受けても、職員は法によって彼の家族の未来に致るまで保護されているが、芸能人は捨ておかれている。

国際的にも高レベルの労働・社会保障関係現行法による保護をまずお願いしたい。

その二は、芸能人年金に対する国の援助をお願いしたい。

芸能人皆年金、或いは、年金のスローガン「いつまでも心おきなくいい仕事をするために」という内容に達するためには一社団の力では余りにも遠き道のり、国のお力によらねばならない。

「芸能は社会的行為」とは前述したが、以上二つのお願いはドメスティックには社会への甘えであろうか？

芸能人年金一覧

年金	栄誉年金＝65才から年額24,000円が終身。 積立年金＝65才から口数×加入期間による額が終身。 ・1口の掛金は1,000円で100口が限度。 ・中途脱退の場合には、脱退一時金として年利計算による元利合計額が還されます。	共済金	休業手当＝病気やケガで休業14日目から1日1,000円。77日間が限度。 傷害見舞金＝技能・職種にとって致命的な傷害を受けたとき10万円 弔慰金＝2万円

例・40才で5口加入すると、
65才から出る年金額は 359,400円になります。

現況・（昭和51年5月7日現在）
加入者数＝1,502名
加入口数＝6,455口（平均口数＝3.7口）

国民健康保険法に基づく助け合い

東京芸能人国民健康保険組合
事務局長　志村江津子

昔から一般庶民の生活に、楽しみとうるおいをもたらし、もてはやされた芸能人であるが、社会的な保障には恵まれず、一たび病気になった場合は大変みじめで、仲間うち同志摯賀帳をまわす等して助け合っているといった実態であったが、それにも限度があり、ある高名な俳優の病中、死後の家族の困窮が伝わり、徳川夢声氏を始め有志が集り、発起人となって芸能人のための国民健康保険組合が、昭和二十七年十一月十五日誕生した。

それまでは、歌舞伎、新劇、映画、洋楽、邦楽、演芸、洋舞、日本舞踊等、横のつながりは殆んどなかったから、この組合の創立によって、始めて全分野の芸能人が一つになり、相互共済の団結をみたことになる。

○事業内容

国民健康保険法に基き、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。

特に公営国保にはない、一般健康診断、人間ドック等常に健康管理に留意すると共に、保養所への紹介、組合直営の北軽井沢山荘等にて、休養と健康保持増進につとめている。

○組合の運営経費

国と都から、事務費及び保険給付に対し一部補助を受けているが、主たる財源は保険料であるため、益々上る医療費に、少しでも被保険者の負担を軽くするため、毎年補助金の増額運動を行っている。

○加入の資格

芸能に従事するもの及びその家族で東京都（島しょを除く）神奈川県、千葉県及び埼玉県に居住する者となっている。

（東京芸能人国民健康保険組合・中央区銀座8―2―1新田ビル　電話五七一―三六八六、芸団協が、文化庁所管の社団法人であるのに対し、こちらは、厚生省所管法人である。芸団協については、本誌84号14頁参照）。

被保険者一人当り保険料及医療費の推移

年度	被保険者数	保険料（円）			療養の給付			
		組合員1ヶ月	その他1ヶ月	1人当り年平均	1人当り費用額	1件当り日数	1件当り費用額	受診率
	（人）	（円）	（円）	（円）	（円）	（日）	（円）	（%）
46	5,822	1,600	900	14,290	26,686	3.59	4,356	612.693
47	5,415	1,800	1,000	16,055	33,017	3.56	5,243	629.677
48	5,235	1,800	1,000	16,066	36,919	3.53	5,598	659.522
49	5,041	2,100	1,200	18,997	50,116	3.43	7,587	660.504
50（推定）	4,782	2,800	1,500	24,718	60,773（推定）	3.34（推定）	9,150（推定）	664.199（推定）

童謡レコードと税金

「およげ！たいやきくん」の歌がヒットし、歌謡曲か童謡かの問題が起きた。

歌謡曲ならば、物品税（主として奢侈性、娯楽性、装飾性、便益性が高い物品を対象とする税）がかかる。税額は15％。

ところが童謡であれば非課税となる。これは、物品税法施行令で、蓄音機用又は磁気音声再生機用のレコードのうち「（一）童謡、童話、朗読、宣伝文、案内文、通信文、探訪の記録又は時事問題その他の社会的事実若しくは科学その他の学術に関する記録、報道、解説若しくは論述を主として録音したもの」は非課税とされているからである（物品税法施行令第一条、第六条、別表第一）。

たいやきくんが三百万枚売れて、一枚五百円に課税されるとすれば、法十一条一項二号により製造工場からの移出価格の15％だから（法附則　課税物品表　第二種　番号一〇品目七）、税金一億二千七百万円。

税額＝課税標準

$$\left\{500円\times(1-0.35)\times\frac{100}{115}\right\}\times0.15$$

0.35はレコードの場合の控除額。これは税込みであるので、115で割って、課税標準を出す。

テープの場合は税額が10％であり、控除は36％になっているので、

$$\left\{500円\times(1-0.36)\times\frac{100}{110}\right\}\times0.1$$

となる。

童謡なら0。その差が大きいから、「童謡」の定義をめぐって時々、レコード会社と税務署のもめるのも無理はないが、このたいやきくんは、童謡と判定された。この歌の作詞家高田ひろお氏が童謡として作り、フジTVの幼児むけ番組「ひらけ！ポンキッキ」の中で歌われたことからしても（中央公論五十一年三月号）当然の取扱いと思われる。

お願い

文化庁広報誌「文化庁月報」を毎号御愛読いただき厚く御礼申し上げます。

本誌は、文化庁施策の正確な広報を目的として発行してまいりましたが、最近文化関係の方々から有料で頒布をしてほしいとの御要望が出てまいりました。つきましては、これらの御要望にこたえ、内容のいっそうの充実を図り、広く文化活動にたずさわる方々にとって読み易く、かつ参考となるものとするため今回定価一部一五〇円（年間購読料一、八〇〇円送料共）とし株式会社ぎょうせいから毎月二十五日発行することになりました（六月号を御入手済みの方には五十一年七月号から五十二年三月分までにつきまして購読料一、三五〇円でお願いいたします）。なにとぞ引続き本誌を御愛読賜わるようお願い申し上げます。

なお、御購読申し込みは本誌そう入の振替用紙にて「ぎょうせい」あてお願いいたします。

昭和五十一年四月

文化庁
株式会社　ぎょうせい

文化庁月報　第九十三号
昭和51年6月25日印刷・発行　定価一五〇円
編集　文化庁
発行所　株式会社　ぎょうせい
本社　東京都中央区銀座7丁目4番12号
営業所　〒162 東京都新宿区西五軒町52番地
電話　二六八―二一四一（代表）
振替口座　東京　九―一六一番
印刷　東京真宏印刷株式会社
電話　五五一―一一三七